

# 山形県特定不妊治療費助成

指定医療機関において特定不妊治療（体外受精及び顕微受精）を受けたご夫婦に治療費の一部を助成します。

## 助成を受けることができる方

夫婦ともに、又は夫婦のいずれか一方が、山形県内（山形市を除く）に住所があり、夫婦の所得額の合計が730万円未満である方 ※収入ではなく、所得

## 対象となる治療及び助成金の額

＜特定不妊治療（下記の治療ステージに該当する治療）＞

治療ステージ A、B、D、E…上限 150,000 円（初回助成に限り上限 300,000 円）

治療ステージ C、F…上限 75,000 円

### 【治療ステージ】

治療ステージ	採卵まで			採精	受精	胚移植					妊娠の確認	
	薬品投与 (点鼻薬)	薬品投与 (注射)	採卵			新鮮胚移植		凍結胚移植				
						胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	薬品投与	胚移植		黄体期補充療法
A	新鮮胚移植を実施											
B	凍結胚移植を実施											
C	以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施											
D	体調不良等により移植のめどがたたず終了											
E	受精できず または胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止											
F	採卵したが、卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止											

※色つきの部分が各ステージの対象経費となります。

### ＜男性不妊治療＞

特定不妊治療のうち男性不妊治療（精巣又は精巣上体から精子を採取するための手術）を行った場合、特定不妊治療費助成に加えて上限 150,000 円（初回助成に限り上限 300,000 円）

## 助成を受けることのできる回数

○初めて助成を受けた時の治療開始日における妻の年齢が 40 歳未満の場合………通算 6 回まで

○初めて助成を受けた時の治療開始日における妻の年齢が 40 歳以上 43 歳未満の場合…通算 3 回まで

※平成 27 年度までに「県単事業」として受けた助成は回数に含みません。

※平成 27 年度までに通算 5 年間助成を受けている場合は対象外です。

※助成回数が 6 回又は 3 回に満たない場合でも、妻の年齢が 43 歳になってから開始した治療は助成対象外です。

## 申請方法

原則として治療終了日から 2 か月後の月末まで、お住まいの地域の保健所に申請してください。郵送でも受付をしています。各種証明書の交付に時間がかかる場合など、申請期限に間に合わない場合、保健所にご相談ください。

## ☀ 申請に必要な書類

- 1 特定不妊治療費助成事業申請書
- 2 特定不妊治療費助成事業受診等証明書  
→治療費の領収書(コピー不可)及び明細書(あれば)を添付してください。写しをいただいた後お返しします。なお、受診等証明書はお返ししませんので、市町村に申請するために必要な方は、あらかじめコピーをお取りください。
- 3 戸籍謄本(3か月以内に発行されたものに限り)ます  
→初回申請時は必ず提出が必要です。2回目以降、夫婦が同世帯で、かつ住民票謄本(本籍・筆頭者・続柄の記載のあるもの)で婚姻関係が確認できる場合は省略できます。
- 4 住民票謄本(3か月以内に発行されたものに限り)ます
- 5 夫および妻の所得額を証明する書類(市町村が発行する控除明細のある所得課税証明書等)  
例. 

申請時期	証明書の年度〔年分〕
平成31年4月～令和元年5月	平成30年度〔平成29年分〕
令和元年6月～令和2年3月	令和元(平成31)年度〔平成30年分〕

  
→所得金額及び所得控除額が記載されているもの(源泉徴収票は不可)。所得がない場合でも提出が必要です。
- 6 所得額算出表
- 7 通帳の写し  
→2回目以降、前回申請時と口座が変わらない場合は省略できます。

※1、2、6は県ホームページに様式がありますので、必要に応じてダウンロードしてご使用ください。

## ☀ 助成金の決定通知及び振込み

概ね申請を受理した月の翌月下旬に決定通知書が送付され、月末頃申請書に記載された口座に振込みとなります。ただし、申請内容の確認等により振込みが遅くなる場合があります。

## ☀ 県内の指定医療機関

県内では以下の5つの医療機関で受けた治療が助成の対象となります。

- ・山形大学医学部附属病院 (山形市飯田西2-2-2)
- ・済生会山形済生病院 (山形市沖町79-1)
- ・山形県立河北病院 (西村山郡河北町谷地字月山堂111)
- ・ゆめクリニック (米沢市東3-9-3)
- ・すこやかレディースクリニック (鶴岡市東原町19-27)

## <お問い合わせ先>

※別紙「山形県特定不妊治療費助成事業のQ&A」もご覧ください。

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| ☀ 村山保健所 子ども家庭支援課 保健支援担当  | TEL 023-627-1203 |
| 〒990-0031 山形市十日町1-6-6    |                  |
| ☀ 最上保健所 子ども家庭支援課 母子保健担当  | TEL 0233-29-1361 |
| 〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034  |                  |
| ☀ 置賜保健所 子ども家庭支援課 保健支援担当  | TEL 0238-22-3205 |
| 〒992-0012 米沢市金池7-1-50    |                  |
| ☀ 庄内保健所 子ども家庭支援課 母子保健担当  | TEL 0235-66-5653 |
| 〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1 |                  |
| ☀ 山形県庁 子ども家庭課 母子保健担当     | TEL 023-630-2263 |

山形市にお住まいの方は、山形市保健所 母子保健課(023-647-2280)にお問い合わせください。

▲▲▲山形県ホームページ( [不妊治療](#) でサイト内検索 )でもご覧いただけます

### \*\*\* 不妊専門相談センター \*\*\*

山形県では、山形大学医学部附属病院に委託して、面接又は電話による相談を実施しています。  
お気軽にご利用ください。【予約受付 023-628-5571 (月・水・金 9:00~12:00)】